

第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(及川林業振興課振興担当課長) お時間となりましたので、ただいまから平成30年度第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。委員の皆様にはご多用のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は委員10名中7名の委員にご出席をいただいております。本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により、過半数の出席となっておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、吉野委員、佐藤重昭委員につきましては所用のため欠席とご報告をいただいております。なお、若生委員につきましては、急遽都合により少しおくれたるの出席となりますことをあわせてご報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして阿部技監からご挨拶を申し上げます。

(阿部技監兼林務担当技監) 委員の皆様におかれましてはお暑い中、またご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、このたびの委員の改選に当たりましては、委員の就任を快くお引き受けくださりまして、本当にありがとうございます。深く感謝申し上げます。

さて、ご案内のとおりこのいわての森林づくり県民税は、平成18年度の制度創設以来、十分に管理が行われていない森林を整備し、森林が持つ公益的機能を回復させるための取り組みや、地域住民の方々が主体となった森林を守り育てる活動などへの支援を行っているところでございます。

これまでの取り組みにより、未整備森林の解消が図られてきたほか、県民の皆様一人一人が森林の果たしている役割とその重要性について一層理解が深められ、社会全体で森林を守り育てていこうという機運が醸成されてきたものというふうに考えております。今後におきましても、いわての森林づくり県民税による取り組みがより実効性のあるものとなりますよう委員の皆様方には納税者である県民の視点で、またそれぞれのご専門のお立場から積極的にご意見やご提言を賜りますようお願い申し上げます。

また、先般国では森林経営管理法が成立し、来年4月から経営管理が行われていない森林を適切に管理するための制度が始まることとなっております。また、あわせて森林環境譲与税が創設され、その譲与も始まる予定でございます。林業行政が大きく変わろうとしているところでございます。国の森林環境税の導入を見据えて、いわての森林づくり県民税のあり方や方向性についても今後委員の皆様方にはご議論いただく予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は委員改選後初めての委員会となります。委員長を選出を初めいわて環境の森整備事業の施工地審査についてご審議いただくこととしております。委員の皆様にはよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(及川林業振興課振興担当課長) 今回の会議ですけれども、委員改選後初めての開催となりますので、ここで出席委員のご紹介をさせていただきます。議長席に向かって左側にお座りの委員の方からご紹介申し上げたいと思います。各委員におかれましては、一言ご挨拶なり自己紹介をいただければと思っております。

まず最初に、石川公一郎委員でございます。

(石川公一郎委員) 石川です。よろしくお願いいたします。弊社は、県産材の出口といひますか、家具とか住宅とかに使う自然塗料と申しまして、亜麻仁油とか天然原料を使った塗料でもって仕上げることを提唱した事業をしております。県産材にかかわることが結構ありまして、今回アカマツを使ったロビーチェアや、それからあと今回釜石スタジアムの木製椅子の塗装などを手がけております。どうぞよろしくお願いいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) ありがとうございます。

次に、岩田智委員でございます。

(岩田智委員) 私は、岩手県立宮古短大のほうで教員をやっております。ふだんは経営実務概論とか、財務管理とか、地域経営とかやっているのですけれども、もともと根っこは会計とか、税法とか、そこら辺を中心にやっていて、若いころ、20代のころは税理士とか不動産の免許を取って開業しようと思っていたのですが、何か事情がありまして教員になってしまったということで、宮古にもう25年いますので、ぜひこの委員会に入って、岩手県のために働きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 次に、岡田秀二委員でございます。

(岡田秀二委員) 富士大学におります岡田でございます。よろしくお願いいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 次に、小山田四一委員でございます。

(小山田四一委員) 一戸町立図書館の館長をしております小山田と申します。今の図書館の課題は御所野の価値を町民にどう伝えるかというのが課題でございます。

(及川林業振興課振興担当課長) では、左側に移りまして國崎貴嗣委員でございます。

(國崎貴嗣委員) 岩手大学農学部の国崎と申します。私は森林の管理とか、きょうの議題にあるような森の管理をするというのが、そういう研究をやっているというか、そうい

う専門でございます。よろしくお願いいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 次に、佐藤誠司委員でございます。

(佐藤誠司委員) 岩手県商工会議所連合会、盛岡商工会議所の佐藤と申します。実は私は3期目か4期目になりますかね、門外漢ということで、さっぱり内容はわからないという部分もありますが、何となく経済的な見方みたいなことで多分お願いされたのかなと思っています。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 次に、橋浦栄一委員でございます。

(橋浦栄一委員) 学校生協の橋浦と申します。こちらのほうには消団連の常任幹事ということで選出されております。前任は吉田のほうがお世話になっておりました。私のほうは、学校生協のほうでは、森林というのには特にはかかわっていないのですが、私的な面では紫波町に住んでいまして、紫波町のほうで皆さんご存じのように間伐材の運び隊とか、あとは子供たちを森林のほうに連れて行って森の教育とか、そういうふうな活動をしておりました。よろしくお願いいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) ありがとうございます。

続きまして、事務局を紹介いたします。

まず、農林水産部技監兼林務担当技監の阿部でございます。

(阿部技監兼林務担当技監) 阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 次に、林業振興課総括課長、大畑でございます。

(大畑林業振興課総課長) 大畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(及川林業振興課振興担当課長) 私、林業振興課振興担当課長の及川でございます。よろしくお願いいたします。

以下お手元の次第裏面の出席者名簿のとおり、事務局の職員及び現地機関の担当者が出席しておりますが、時間の都合上、紹介を割愛させていただきたいと思っております。

それでは、会議を進めさせていただきます。今回の委員会は、次第にありますとおり1、委員長等の選出について、2、いわての森林づくり県民税事業評価委員会の審議内容及び開催予定について、3としていわて環境の森整備事業の施工地審査についてを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

これより議題に入りますが、委員長の選出までの間、暫時私のほうで議事を進めさせていただきます。

まず(1)、委員長等の選出についてでございます。初めに、いわての森林づくり県民税事業評価委員会の委員長の互選を行います。その後、選出された委員長には議長をお願いし、委員長職務代理者及びいわて里山再生地域協議会に参画する委員の選出を行います。

それでは、いわての森林づくり県民税事業評価委員会の委員長の互選を行います。いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱第5条第1項の規定により委員長を置くこととしており、その選出は委員の互選によることとしてございます。委員の皆様のご意見をお伺いいたします。

お願いいたします。

(小山田四一委員) 私の隣に岡田委員がおりますが、岡田委員に前期に引き続きお願いしたいと思います。私は、前期も籍を置かせていただいたわけですが、その中で岡田先生は森林政策に造詣が深く、進行もスムーズ、たくみでしたので、ぜひお願いしたいと、そう思います。よろしくお願ひしたいです。

「異議なし」の声

(及川林業振興課振興担当課長) そのほかご意見はございませんでしょうか。

「なし」の声

(及川林業振興課振興担当課長) ただいま委員長に岡田委員をというご意見がございました。異議なしの声がございました。委員長は岡田委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、岡田委員には議長席に移動をお願いいたします。岡田委員長には恐縮ですが、ご挨拶とこれからの議事の進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。ただいま図らずもというか、予定どおりスムーズに会長というか、議長が決まりまして何よりと思いますが、皆さんは大変それぞれのところでご苦労されたり、それぞれの組織を引っ張っている方ですから、誰がやってもおかしくはないとは思っておりますが、たまたま小山田委員からそういうお言葉をいただきましたので、今回も議長役を務めさせていただこうと思います。よろしくお願ひいたします。

挨拶ということもいただきましたが、打ち合わせめいたことはしていたのですが、この件は余り聞いておりませんで、挨拶は余り考えておりませんでした。ここに座って感じ

たり、思い起こすことを一、二、少し述べさせていただいて、挨拶にかえてみようかなとは思いますが。挨拶になるかどうかはわかりません。

森林、林業をめぐる一番いいテキストになるのは、やはり林業白書だと思います。今年度の白書が例年と比べますと少し時期をおくれて皆さんのところというか、私どものところに明らかになってきているのですが、それを開いて読んでみましても、要するについて先ごろEUと安倍さんがEPAの協定を結んだということで、テレビで大々的に出ておりましたけれども、それに関連しても内部的にはやはり集成材ですとか、加工木材について、実は関税撤廃がなされてまいります。当面すぐというのは物すごく大きな影響が出るということで、7年間のインターバルを置いてということになっておりますが、そのこと一つをとっても、我が国の林政、林業に関する政策ごとというのは、実は1975年以降80年代に入ると明確にそれがはっきり出てくるのですけれども、必ずしも我が国のさまざまな条件を踏まえて、国がある意味では一元的に決めていくというような状況、情勢にはもはやなくて、国際的な関係の中で決められていくというのが実態ですね。その点は、やはり我々もしっかりと踏まえておいたほうがいいと思いますし、実はそのことは何かやらされ感があるような、そういう捉え方ではなくて、森林が本来持っている公共性、地域性は当然あるのですけれども、それをも越えてさまざまな機能が多くの方、さまざまな国々にも期待をされるという意味合いで、そういうことを考えると非常にこの森林が持つ材としての特徴、これが地域、国をも越えてという、こういう性格を強く持っているという、ここはやはりしっかりと押さえておくべきだろうなど。その中で、地域の森林であることの政策的な、いわば譲れないところをどのように主張するかという、ここは大事なところだろうと、このようには思っております。

もう一つは、今年度の白書をごらんいただくとよくわかるのですが、これまでの歴史的な経過をずっと振り返りつつ、国有林中心にこれが出ているのですが、森林はただ単に機能面でさまざまな機能を具体的に受益だとか機能面で監督できるというか、捉えることができる、そういう側面だけではなくて、自然そのものですとか、あること自体が、存在自体が人間にとって積極性を逆にもたらす、つまり観光資源としての特徴ですとか、きれいだとか、美しいなとか、そういうところの価値についてもできる限り皆さんで共有しながら新しいマーケットをつくっていけるといいですねという、そういう提案めいたところがたくさん出てきております。これも非常に大事な点ですし、これまでの我々の考え方あるいはある物事を評価する基準には持てなかったところであって、ここもやっぱり非常に大事だなど。それくらいに森林が持っている役割だとか、人間との関係の中での多様性というのは大変に奥深いということが言えると思うのです。

それらが実は私たちは丸ごと踏まえつつ、しかし当面する問題だとか、課題について答えを出していかなければならない。前に問題を解決し、進めていかなければいけない。これが私たちの役割だと思います。そういうことを考えていきますと、この森林税、森づくり税にかかわるさまざまな人々の期待と大きな県の予算から見ると少ない額に見えるかも

しませんが、私たちにとってはやはりそれを十全に機能させていく経済的な基盤という意味では、決して小さくはないというふうにも思われます。そんなことを含めて、私たちのこの委員会に課せられた課題、ミッションは大変重いなというふうに思っておりますので、これまでも大変いろんな角度からたくさんの意見をいただいております。今回、今期についても大変さまざまな知見をお持ちの委員に出席というか、参加をいただいておりますので、前期同様あるいはそれをも越えてこの委員会がきちっと県政あるいは我が国全体の政策にも一石を投ずることができるような、そういう役割を果たしていけるといいなと思っておりますし、それは私がやるのではなくて、行政の方もそうですが、委員全員でつくっていかねばいけない課題だというふうに思っております。何とぞご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここからは皆さんに用意をいただいたところの議題を進めさせていただきます。先ほどちょっと課長さんからもお話がございましたが、委員長に何か思わざる事故等々あるときには委員長代理の者を置くということにしておりますし、それは実は皆さんの互選によるという、こういう規則になっているようですが、このあたりをちょっと省かせていただきまして、私から指名をさせていただくということではいかがでしょうか。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、前期に引き続きまして、吉野先生にお願いをしたいなど、このように思っております。ご賛同いただければ、そのようにさせていただきますと思います。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして、もう一つ大事な、この委員会から、実はいわて里山再生地域協議会という協議会に委員を派遣するというか、この委員会の意見を代表して反映していただくという、そういう役割を担っていただいております。ここには2名の委員にお願いをしております。前期は、実は吉野先生に幾つか役割を持っていただいているのですが、吉野先生と佐藤重昭さんに役割をお願いしてまいりました。この件については、余り時間もたっておりませんし、この委員会からの意見反映、そして里山再生地域協議会としての独自性のところを遺憾なく意見表明いただくという意味で、引き続きお二人にお願いしたいと、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、佐藤重昭委員と吉野委員に里山再生地域協議会にこの委員会から出ていただくということにさせていただきます。

それでは、ここからは通常の議題に移らせていただきます。(2) 番目で、この委員会の審議内容ですとか、あるいは開催のスケジュールですとか、このことについてのご説明でございませぬ。ご提案お願いいたします。

(高芝林業振興課主任主査) 【資料No.1 に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。念のためですが、ここまでで何かご質問あれば。

どうぞ。

(佐藤誠司委員) (3) の事業費の予算一覧表、差引額が違うと思うのです。そして、差引額の計も違っているということで、もう一度精査をお願いしたいのですが、些末なこととは思いますが、額にすると1,000万から2,000万違うので、これはちょっとまづいのではないかなと思っております。まず、②の県民参加の森林づくり促進事業、差し引きが3,800万何がしとなっていますが、これは1,830万7,000円ではないのかなということ、それによりまして事業費計の差引額は3,770万1,000円ではないのかな。よろしくご精査お願いします。

(高芝林業振興課主任主査) 大変失礼いたしました。ご指摘のありました件、再度精査をいたしまして、後日資料の差しかえを送付させていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。重要なところですよ。

そのほかにいかがですか。新規に委員になられた方で、このあたりをちょっと教えてほしいという部分があれば。よろしいですか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) 個人から年額1,000円という額でいただいておりますが、全ての人からいただいているというわけではなくて、やはり納税をしていただくべく所得がある人からいただくというか、課税をされない対象者というか、人もかなり実際にはいますので、そんなことと、法人については、後ろのほうにこの資本金の規模によってそれぞれ一定の階層分けがなされています。そんなところですよ。

あとは先ほど口頭で説明がありましたように市町村に対する手数料、これもこの税収の中から当然のように支払っていると。

ありがとうございました。それでは、続きまして3番目、大事な案件ですが、森林整備事業の施工地審査についてに移りたいと思います。

ご提案をお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。大変要領よく説明をいただきました。14件あったのですが、どの案件でも結構です。質問、意見があればお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。石川さんどうぞ。

(石川公一郎委員) 済みません、ちょっと1点教えてください。これ間伐をした後の木は、搬出された後、何かに利用されるとか、売却するとか、そういうことはないのでしょうか。

(及川林業振興課振興担当課長) 間伐の場合は、今回のケースは、その場に短く切って、積み上げて整理するというものになります。その丸太の所有につきましては、森林所有者のものということで、今回この事業での作業は、丸太を積み上げるところまでと、間伐と丸太を整理するというのが対象となっております。

(石川公一郎委員) 関連して済みません、もしこの丸太を積み上げておいて、いわゆる山で大雨が降って、今回の西日本みたいなことが起きた場合、これでもって土石流とかになったときはどういう責任というか、になってしまうのか。要するに、山に木を放置するのは結構危険なことだと聞いたことがあったので、この辺はいかがなのでしょう。

(及川林業振興課振興担当課長) 切った木につきましては、急傾斜地であればくいを打って安定させます。沢とか上水、常に水が流れているところにつきましては、その水位を考えまして、おおよそ1.5メートルくらい離して、高さ的に離して集積するというようにしておりまして、ご指摘のとおりその間伐木が下流に流れていって被害を及ぼさないような工夫をあわせてしてございます。

(岡田秀二委員長) ご心配いただいておりますが、幸いなことに今までこの施工地から切った材が流れ出て悪さをしたという事実はないのですね、幸いなことに。ただし、まさに想定外みたいなことがどんどん、どんどん起こっていますから、この先もそれで安心だという、そういう保障ではないと、そうは思っています。むしろ何かご提案なりご提言が

あれば、それは委員会としても多少の議論をしながら県にも吸い上げていただくということができようかと思えます。よろしいですか。

(石川公一郎委員) これ切った後に積み上げて、多分おろすのに結構お金がかかるのですね、やっぱり。それがかかるのは知ってしまして、でも50年木ぐらいだと間伐でもかなり大きいほうだと思うので、製材して使えるかなというふうには思ったのですけれども、この案件ごとに細い木もあれば太い木もある中で、中にはおろして何らかの事業というか、採算のとれる木とかというものはあるものなののでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

(及川林業振興課振興担当課長) 今回というか、この事業で実施する森林につきまして、初回間伐、今まで間伐を行ってこなかったということもございまして、細いものから切っていく形になります。本数では半分なのですけれども、材積に換算しますと切られるほうは3割とか、そういったものになりますので、当然積み上げられる丸太につきましても細いものが中心ということにはなりません。ただ、やはり中には太いものもありますが、それにつきましては搬出経費等を考えて出しても、その丸太がそれ以上の価格で売ればのですけれども、そうでない場合のほうが多いというふうに考えてございます。

(岡田秀二委員長) それでは、佐藤委員。

(佐藤誠司委員) 11ページの18—018なのですけれども、調書について非常に見やすくなって、また丁寧に書かれておるということで、感心が持てるのですけれども、写真のところ、わざわざ30年2月6日というふうに入れておりますが、事業年度が30年度ということなので、果たして調書的にこれ年度とすれば前年度になると思うのですけれども、ここにこういった前年度の写真を載せてよろしいのかどうかということをお伺いしたかったところでありませう。

(及川林業振興課振興担当課長) これにつきましては、できるだけ本評価委員会に審議諮るに当たりまして、近い時期で撮影すべきというふうに考えてございますので、申請のあった事業体につきましては指導していきたいと考えてございます。

(佐藤誠司委員) では、調書的には問題がないということによろしいのですね。

(及川林業振興課振興担当課長) 撮影時期にもよりますが、雪が林床を覆っているというような状況ではあります、林床の状況といいますか、灌木類の侵入等々の様子はわかりますので、調書的には問題はないものと考えてございます。

(岡田秀二委員長) それにしてもあれだね、できるだけ可能性があれば、そんなそんな煩わしいことではないと思うので、この委員会に出る前に本当は新しい写真が欲しかったですね。

そのほかどうぞ、若生さん。

(若生和江委員) 森林所有者の状況等が項目別にチェックになって、本当にわかりやすくなっていると思います。その中で、条件不利地というところにチェックになっているところが内陸には何カ所かあるのですけれども、どういうところがその条件不利地となっているのか、沿岸のほうでかなり傾斜がきつようなところでもそこは不利地のチェックにはなっていないので、どういうところをもってその不利地としていくのかをお伺いしていきたいと思います。

(鈴木林業振興課主査) 内陸のほう、一関のあたりで条件不利地というあたりにチェックがついているかと思うのですけれども、その施工地の一部にかなりの急傾斜のところが含まれているということで、一部条件不利地という取り扱いとさせていただき、ここにチェックをさせていただいているものでございます。

(岡田秀二委員長) 若生さん余り納得していないので。

(若生和江委員) 沿岸のほうはかなり傾斜きつところが多いのですが、それは特に不利地ということにはならないですか。

(鈴木林業振興課主査) 地域的な特性もあって、内陸部ですとどちらかという平坦な山が多くて、急傾斜の作業になれていないというところはあるかと思いますが、沿岸部ですと大部分が急傾斜で、その中で作業をするというのが通常になってきているので、その地域、地域での条件不利という考え方がちょっと地域ごとにまちまちであるのかなとは思いますが、その辺今後統一できるものがあれば統一できるような形で整理したいというふうに考えてございます。

(若生和江委員) ただいま質問したのは何回か前の評価委員会で、手入れがしづらい条件不利なところからまず手をかけていきましょうという議論もなされていましたので、地域的なところで沿岸は確かにどこ見ても傾斜がきつというのはそのとおりだと思うのですけれども、普通一般に作業のことを考えるとなかなか大変な条件ではないかなと思いますので、その辺のところを平らに見て作業の内容に応じて不利地かどうかというところのチェックをしていただくと判断しやすくなるかなと思いました。

(岡田秀二委員長) ここはあれかな、この項目を設定するときに多少議論をしたのでしたっけ。要するに、この項目は自力で整備することが困難、その理由はという、こういう一連のところでの条件不利が理由になるわけで、そうすると所有者なり自力ということのかかわりで条件不利といった場合に、今の回答のように一律に傾斜地がこうだからということで基準を設けてしまうと、これはそもそもの自力の整備の自力の力量だとか、機械装備だとか、経験だとか、そんなことを考えるとそれもまたちょっとおかしなものかなと。はい、どうぞ。

(高芝林業振興課主任主査) ありがとうございます。岡田委員長からお話ございましたとおり、ここの項目は森林所有者の状況ということで整理をしている項目です。昨年度この様式の見直しの議論を2回ほどさせていただきまして、事務局でも持ち帰っているいろいろなさまさま検討を重ねたのですが、ここについて傾斜が何度だからとかということはなかなか設定しづらい、所有者の意識の問題というところもあって、完全に統一というところまではなかなか難しいのかなとは思ってございます。

(岡田秀二委員長) そうだね、そうすると説明のときに、あるいはその他のところでもいいのだけれども、何かちょっとした単語を入れておくというのは手かもしれないですね。どうぞ。

(橋浦栄一委員) ちょっとお聞きしたいのですが、初めてなので。調書はよくまとまっていると思うのですが、月1回山に入っている者からすると、山というのはそれぞれ違いますよね。でも、整備方針で言うと健全な森林へ誘導するとか、文句が基本的に県からの指導なりなんなりというのは同じで、切った後というのは誘導するというのはどのような形で誘導するのか。過去やってきたところの整備した、間伐したところの状況なりなんなりはどのようになっているのか、逆に聞きたいのですが。

(岡田秀二委員長) はい。

(及川林業振興課振興担当課長) 施業整備方針につきましては、この事業そのものが本数割合で半分程度の強度間伐を実施するというのが基本になってございますので、施業の方針自体はほぼ統一された内容と、そういった記載になってございます。

誘導するという言葉の意味なのですが、上層木の間伐によりまして、上があいて光が入るものですから、それによって林床に広葉樹の稚樹等の侵入を促すという意味での誘導ということになります。人工林に対してこういった施業をするものですから、例えばスギ林ですとスギ林の下のほうに広葉樹の木が入ってくるような2段のような形の森林に

将来していくということが目的というふうになっております。

イメージなのですがすけれども、お配りしてご説明していなかったのですが、パンフレットの開いていただいて右側のほうにいわて環境の森整備事業という説明の欄があります。整備前にこういった写真の状況だったものを整備後、こういった形で広葉樹の侵入を促して混交林誘導伐ということになるのですけれども、針葉樹と広葉樹の入り混じった山に整備していきますというのがイメージということになります。

(橋浦栄一委員) 今まで手入れをできなかった山主さんがいますよね。広葉樹なり、雑木なりちょこちょこ入ってきますよね、黙っておくと。それというのは、今まで手をつけられない方々がそれで手入れをしなければ、ただ単なる広葉樹ではなくて雑木林というか、大きくなならない雑木だけに、やぶ状態になりませんか。

(及川林業振興課振興担当課長) やぶ状態になっていいのです。といいますのは、今までの山ですと被圧されて林内が暗くなってしまっていて、表土といいますか、土壌が緑に覆われていない状況になっていますので、土砂流出とか、そういった危険もありますよということになっています。それを光を当てることによって、下に広葉樹を入れることで、そういった降雨による土砂流出とかの防止を図るということになりますので、やぶといたらあれですが、広葉樹の侵入した山という、二段林というふうなことで、森林の機能を高めるということにしております。

(橋浦栄一委員) 広葉樹というのは、私がイメージしているのは、木なのですがすけれども、皆さんが言っているのは背丈ぐらいの、背丈までいかない木も広葉樹ということで捉えてよろしいですか。

(及川林業振興課振興担当課長) はい、構いません。

(阿部技監兼林務担当技監) ただいまお話ありました広葉樹の侵入、当然広葉樹にも高木になるもの、いわゆる中木あるいは低木になるものといったものもございまして。さらに、木ではありませんけれども、下草というふうなものもございまして。こちらの写真にあるとおり、これまで、当時は一生懸命針葉樹の山を育てようということで、植えることは植えたのですが、何らかの条件でその後の管理がなされずに、こういった山になっていると、このままにしておけば森林の公益的機能の発揮がされず、先ほど言いましたように土砂が流れたりだとか、そういったことが懸念されるということで、下に光が入ることによって、これまで大きくなれなかった、そういった広葉樹だとか、そういうのを下層の植生を豊かにすることによって、公益的機能の発揮が高まるというふうな形を森林に誘導しようというものでございまして。

(橋浦栄一委員) 山に、森に、木に光が入るのはわかるのです。ただ、私が言いたいの
は山主状況、切ってしまってもらって、ありがとうございます。広葉樹が入ってきました、
下木がふえてきました。いいですよ。でも、それって、山主さんが手をつけなければ、ま
た同じことなのです。広葉樹といいますけれども、下草がふえました、立ち木がふえまし
たといっても、それは整備でも何でもなくなって、だから山主さんに積極的に、無理であ
ればいろいろな業者ありますよね、農林組合さんとか、そちらのほうの手助けをしてもら
ってきちんと整備をしていただくとか、そういうふうな山主さんのほうに対してのきちん
と指導もやっぱりありきだと思うのです。

(阿部技監兼林務担当技監) ただいま委員からのご提言のとおりでございまして、例え
ば3ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、申請者の方々は森林組合だとか、
林業事業体の方々から申請をいただいております。現地の山を熟知しているのが森林組合、
林業事業体の方々ですので、その方々がこの山はどうしてもこういうふうな公益的機能が
発揮できないような状況になっているということで所有者の方に働きかけをしていただい
て、このように申請をいただいているものでございます。当然今回の強度間伐により下層
に植生が侵入してきた、そしてそれをきっかけとして所有者と事業体の方々が5年後なり
10年後に、さらに今度は間伐だとか、そういうふうな施業の働きかけをしていただい
て、よりよい状況に持って行っていただければというふうにご考えているところでござい
まして、そのきっかけになるのがこの環境の森整備事業というふうにご考えているところ
でございます。これを1回やればもう全て未来永劫公益的機能が発揮できるような森林になるという
ふうなことには残念ながらつながらない。これをきっかけにして、さらに山に所有者の方
への働きかけだとか、事業体の方が関心を持って山の整備に努めていただければという
ふうにご考えております。

(橋浦栄一委員) ですので、森林組合だけではなくて県主体で間伐するわけですので、
県のほうからでも山主のほうにこういう制度あるからとか、森林組合さんをうまく使って
くださいとか、そういうふうなアプローチが山主さんから県に来ているわけじゃないです
か、森林組合を通して。逆に県のほうから山主さんのほうにという形もありだと思
うので、ぜひ積極的な提言なりなんなりをしていただければと思います。

(阿部技監兼林務担当技監) ありがとうございます。林業普及指導員という者が各県内
の現地機関に配置になっておりまして、森林組合だとか、所有者の方々に積極的に林業生
産活動を活発にってもらうために働きかけを行っておりますので、そういった活動の中
でぜひ働きかけをして、山が元気になるようにしていきたいと思
います。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。橋浦さんが今おっしゃったのですけれども、所有者が頼むというケースはレアケースです。だから、そもそも組合が、では組合がなぜかという、県がまだ手が入っていないで危険な林がいっぱいあるよということで森林組合にしっかりとそのエリアというか、それぞれのこのエリアのところで整備されていない森林について所有者に働きかけをしてくださいと、そういう状況です。だから、所有者の側からむしろこの事業を使ってこうしたいということが出てくるようになれば、それはもうまるで今までとは違った環境にあるというふうに見ていいと思います。

そのほかいかがですか。

國崎委員。

(國崎貴嗣委員) ちょっと細かいところを幾つか確認させていただきたいと思います。

21ページ、受付番号18—023ですけれども、一関のところですね。これ森林の現況の写真の左側のほうですけれども、これかなりササが繁茂しているように見受けられるのですが、こういうふうなところで強度間伐、混交林誘導伐をやってもササが繁茂するだけで広葉樹の育成にはつながらないのではないかとたびたびお聞きしているところなのですけれども、こういった場合であるとどのような整備を、上物のスギを切る以外の何か工夫があるのか、それともこれは写真上、手前のほうがササがあるように見えるだけで、大半のところは余りササがないというようなことなのか、そういったところについてまずちょっと教えていただければと思います。

(岡田秀二委員長) 担当者のほうがいいかな。

(畠山一関農林振興センター上席林業普及指導員) 一関農林振興センターの畠山と申します。

確かに今委員おっしゃられましたとおり、左側の写真にはササが見えてございます。ただ、私もこの現地歩いておりましたけれども、全面ササというわけではなく、たまたま写真のほうにササが写っているということでございまして、今回の申請地の部分で全面にササが出ているということではございませんでしたので、今後写真撮影のときには気をつけるようにしたいと思います。

(國崎貴嗣委員) ありがとうございます。大変よくわかりました。

それから、ちょっと飛びまして、下ページの27ページですね、受付番号18—026という大船渡のところですが、こちらの高齢級林分という対象年齢から外れている高齢のものというのが2つございます、56年生と58年生という2つございますが、そのうち56年生というほうの数字を見て、私なりにいろいろ試算をしてみると確かに過密ではないのだけれども、でもそんなに慌てて手入れしなくてもいいような数字に見えてしまうということ

なのです。例えば平均樹高と平均胸高直径から形状比というのを計算すると、これ61という数値で、余り雪害とか風害の危険性がないというような数字に計算上はなってしまいますし、本数とその樹高から別な混み合い度の指標というのを計算しても密ではあるけれども、過密ではない。他の事例の場合はほとんど過密というようなものなのだけれども、そこまででもないというようなところなので、この56年生のものというのは、これ単体が非常に過密というよりも、よくご説明にあるような、一体として整備するという意味で、ここもあわせて整備しておいたほうがよろしいというふうな趣旨でこの56年生も入っているというふうに解釈したほうがよいのか、それともここで上がっている平均樹高等の数値がちょっと余り実態をあらわしていないような数字になっているのか、そのあたりがちょっと気になりましたので、わかる範囲で構いませんが、ちょっと補足をしていただければと思います。

(鈴木林業振興課主査) ここにつきましては、國崎委員ご指摘のとおり、どちらかといえば一体的に施業を行ったほうが効率的であると、それから一体的に行うことで地域全体での、そのエリア全体での森林の保全が保たれるという意図のほうが多くございまして、一体的に施業していくということで申請をさせていただいたところでございます。

(國崎貴嗣委員) もう一点だけいいですか、これ前回、前の委員の吉田さんがおっしゃっていたところに絡む森林所有者の状況という中の森林整備の必要性を理解というところにチェックが入っていないという申請案件が結構多くて、その中で相続して関心がないし、林業経験とか、知識の不足もあるから森林整備の必要性を理解していないというのであると非常に成功しているのですけれども、相続であるわけでもないし、林業経験とか知識の不足というところにもチェックが入っていないにもかかわらず、要するにご自身でもともと森林を持っていて、恐らく若いころには何がしか整備とか、あるいはそういう整備を委託するというようなことをやっていたはずの方が森林整備の必要性を理解しているというところにチェックが入っていないというのは、やっぱりちょっと不思議な感じなので、もちろん所有者さんに聞き取りをするときの聞き方とか、あるいはたまたま忘れてしまったとか、いろんなケースはあるとは思うのですけれども、若生委員言ったのと同じようなことで、何か調書によって、その辺の調書ごとにその判断というか、解釈がちょっとぶれているようにも見えるので、このあたりなかなか完全にきっちり統一してつくるというのは難しいのは重々わかるのですけれども、何かこのあたりも引き続き、前回出ているので、それで認識されていると思ったので、言わなくてもいいかなとは思ったのですが、ただ若干そういうふうな形で、きちっと整合しているものとそうでないものというのが見受けられるところが気になりましたので、そのあたり何か可能な範囲でちょっと検討して、工夫していただけるとありがたいなという、そういう意見でございました。

(及川林業振興課振興担当課長) 必要性につきましては、理解されているものと思っておりますが、この調書の整備の段階で、確かに整合性をとれるような内容を現地のほうで確認して調書のほうに反映させたいと思っております。

(岡田秀二委員長) あれですね、所有者に組合でも、ほかの業者でもアプローチをした段階で理解をするというか、ほったらかしだからそもそも関心がないので、よくわからなかったけれども、これはこういう森林ですから、こうしたほういいよと言ったその瞬間になるほどなという、こういうところが非常に多いのだと多分思いますね、事実としてはね。一番最後の県の意見としても、そういうことを理解してもらっているけれども云々という、こういうことになっているので、なかなかこの中での整合というのも難しい感じもあるのかもしれないね、ひょっとするとね。今いただいた意見は意見として、きちっと持ち帰ってもらおうと。

それでは、どうぞ。

(岩田智委員) 初めてなので、ちょっと教えてもらいたいのですけれども、森林整備の必要性の(2)で、森林所有者の状況の中の自力整備困難の括弧書きですけれども、林業経営の知識不足とか、仕事の多忙とか、経済的理由とかあるのですが、経済的理由等はどうかやって調べているのかなということを疑問に思ったのですけれども、ちょっと教えていただければ。

(鈴木林業振興課主査) 経済的理由については、よく森林所有者の方から言われているのは木材の価格が非常に安いので、なかなか切って売ってももうけが出ないので、間伐するということまで考えられないというような話をよくされております。そういった意味での経済的理由ということで記載させていただいております。

(岩田智委員) 私は、個人的にもしかしたらお金がないので、やらなかったのかなという感じをしたのですが、採算面の観点からということなのですね。

(鈴木林業振興課主査) そのとおりでございます。

(岡田秀二委員長) 難しいですね、今の件は。細かく聞き取っていくと、今言ったようにお金があるない、採算性を度外視してお金をちゃんと持っているよという場合にはする、それがないのだという、それも場合によってはあるでしょうね。

どうぞ、石川さん。

(石川公一郎委員) 事業の全体像を伺いたいのですけれども、手元に28年3月の県庁様

の県民税の資料がありまして、その中に事業開始から平成26年度末までの9年間で約1万2,900ヘクタール、それからその後27年度末までに1万5,500ヘクタールやってきましたと。今後28年度以降もまた人工林が1万ヘクタール存在と書いてあるのですけれども、こちらの冊子というか、県民税のカラーの中に岩手県の森林面積が117万ヘクタールとあるのです。人工林がこの中でどれだけあって、要するにこの事業が5年間で3回できますけれども、もしこれが全部人工林だったら何年かかるのという話だと思っております。ですから、毎年の予算が7億だから、下手すると10年間で1万3,000ヘクタールということは、117万ヘクタールなら100年かかる話になってきますね。要するに、どこまでやり続けられようになってしまうのか。当然先ほどの意見の中に、この間も木はまた木は生育するので、また間伐しようということで、完全な自転車操業に見えるのですけれども、この点はどういうふう理解、もしくは何年かけてできるのかできないのかとか、この全体像が非常に見えないというか、予算で何かやっているよというだけであって、終わるのか終わらないのか全然わからないというところが見えている感じなので、この辺をどのようにお考えなのかをちょっと伺いたいと思います。

(大畑林業振興課総括課長) 県民税、平成28年度から第3期5年間開始してございます。これを開始するに当たって、整備が必要な森林面積を約1万ヘクタールと見込んでおります。当初平成18年度に県民税を開始した時点では、約2万6,000ヘクタールから3万ヘクタール程度県内にあるだろうということで見込んで事業を開始して、委員ご説明あったとおり1万何がしを平成27年度までに整備してきたので、残りこれぐらいだろう、1万ヘクタールぐらいだろうということで、平成28年度から5年間の取り組みを進めております。この5年間の中で、県民税を使って整備しようとしているのは約7,500ヘクタールであります。毎年1,500ヘクタールずつをやって、何とか7,500ヘクタールを解消しようと、整備しようということでございます。残り2,500ヘクタールほどあるのですけれども、それについては国庫補助事業の森林整備事業等もございますので、そういったところでの解消、そういったところを目指しつつ、事業を進めていこうというところで進めております。

実績でございますけれども、28年度、29年度と1,500ヘクタールを目標にやってきてございますが、残念ながら大体その半分程度の面積の確保にとどまっているという状況であります。平成28年度が770ヘクタールほど、それから平成29年度が890ヘクタールほどということで、2カ年分を合わせて1年間の1,500ヘクタールほどの面積確保にとどまっているという状況であります。その理由は、そういう整備が必要な山がなくなっているということではなくて、復興事業とか、最近国産材、県産材に目が向けられて素材生産が活発になってきている。そういったところで、労務者の確保が進まないというところで、なかなか森林組合さんが県民税を活用した間伐事業に手が回らないという状況がございます。そういうところがあって、森林面積の確保が目標まで手が届いていないという状況でございます。

そういうことで、石川委員お話のあったどうやって進めていくかという部分については、

県民税を使って整備が必要な面積をある程度これぐらいあるというふうに見込んだ上で5年間の事業を進めているというところでございます。

(石川公一郎委員) 県としては、面積は117万あるけれども、その中においては毎年というか、それぐらいでやっていけばいいということはオーケーなのですね。

(大畑林業振興課総括課長) 森林面積117万ヘクタールありますけれども、県民税の事業にしているのは人工林の針葉樹ということにしております。そのうちでも公益上重要だということで、経済ベースで生産活動を行う森林ではなくて、災害保全だとか公益的機能を高めていくために必要な森林、そういうところを対象にしておりますので、県内の森林面積全てを県民税で整備しようとする石川委員ご指摘のとおり100年、200年のベースで事業をやっていかなければなりませんけれども、そういうことではなくて人工林で手入れが届いていない、なおかつ公益上重要なところ、そこに焦点を絞ってこの事業を実施しておりますので、いずれ創設当時見込んだ、整備が必要な森林を対象にこの事業を進めていくという考えでございます。

(石川公一郎委員) あとちょっと、これ前年度の、写真で、先ほど意見ありましたけれども、間伐前と間伐後と報告書があるのですか。

(大畑林業振興課総括課長) 県のほうでは、矢巾のほうに林業技術センターございますけれども、そちらのほうで毎年整備をした森林の状況調査を実施しております。それについては、事業実施から大体6年から10年ぐらいの森林を対象にして、県内何カ所か抜粋をして調査をして、その調査結果については毎年この委員会の場でご報告をさせていただいております。ことしは何月ぐらいになるかちょっとあれですけども、調査結果についてはこの委員会の場でご報告をさせていただいております。

(岡田秀二委員長) 117万のうちの43%は国有林です。しかも、残されたところの森林についても公、県の林ですとか市町村の林がありますね。それと、先ほど言いましたように市町村で森林整備計画書というのをつくるのですけれども、そのうちの公益林の部分を対象にしますということにしているものですから、出発当初で最大見積もっても2万6,000町歩、しかし現実にはいろんな形で整備しているところもあるので、せいぜい1万8,000から1万9,000だと、それが出発当初の対象面積です。そのうち既に1万3,000をやってみましたという、こういう話です。

短く。

(若生和江委員) 今の石川委員さんがおっしゃったことというのはとても大事なことが

入っていて、どうなったら完了、全体像というのをどう捉えているのですかというのをずっとスタートしたときから来ていて、どんどん整備しても、また新たに整備しなければならないところが出てきているという状況があるというのは確かなのですが、ずっとこの事業を継続してきて、所有者の人と近くにある整備する森林組合さんとかとの関係が以前よりはつながりやすくなってきたとか、よくなってきた点もあるけれども、一回手をかけた森林がそのままいいわけではないので、では次に誰がその森林に手をかけていくのかというときに、さらに所有者の人とか、地域に住む人たちが自分たちで整備できるような人材育成が必要ではないかとか、次の手をどう打っていくのですかというところを3期目は大事に考えていく必要があるのかなと思っておりましたので、今の貴重なご意見を聞いて、私もまた改めて思いました。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、一括して提案をさせていただきます。今回議論をいただきました14件について、本事業の対象地として採択するというところでよろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、続きましてその他でございます。

(及川林業振興課振興担当課長) 事務局からは特にありません。

(岡田秀二委員長) 皆さんからその他ございますか。

どうぞ。

(國崎貴嗣委員) たびたび出ていると思うのですけれども、冒頭にもお話のあった森林経営管理法が成立したので、要はいずれ手入れが十分なされていない人工林の管理というのは、市町村のほうがある程度請け負ってという形で動いていくことになると思うのですけれども、それと先ほどの議題であったいわて環境の森整備事業というのが部分的にはどうしてもかぶるところがあると思うのです。市町村に委託されない部分でそういう手入れ不足というのは整備できるかもしれないけれどもというようなところで、そちらの岩手県あるいは岩手県内の市町村としてどういうふうな形で経営管理法というのを実行段階に移していくのかというそのあたり、あるいはそれを県としてどのようにサポート、支援していくのかというところがなかなかまだちょっと見えない。検討されているところだと思うので、今なかなかオープンにはできないところはあると思うのですが、そのあたりで以前に3月ころよりも何か議論が進展したとか、あるいは引き続き情報収集中であるとか、そ

のあたりのところもしも無理のない範囲で教えていただけるとありがたいのと、そういう要望でございます。

(大畑林業振興課総括課長) 新しい森林管理システムへの対応につきましては、市町村に対する説明会等を行うほかに広域振興局別、地域別に市町村向けの説明会を行っているということ、それから県庁のほうで林業3課の関係職員で対策チームというものを発足させて、市町村にどのように支援していけば市町村主体の森林整備事業が進んでいくのかというところを今研究しているところであります。それをまとめて、検討結果をまとめた上で、また地域別に市町村と意見交換をして、どうしても市町村、地域によって森林組合が市町村をまたがっていたり、あるいは主体となる経営体がたくさんいるところ、少ないところさまざまございますので、そういった地域別にどういうふうに市町村にアプローチすればその地域の森林整備、新しいシステムを使った森林整備がうまくいくのかというところを地域と意見交換しながら、地域に合ったものやっつけていこうというところで今考えて進めてございます。

県民税につきましては、森林環境譲与税というお金が国から来るところもございまして、委員ご指摘のとおり対象となる森林が重複するのではないかとご懸念もございます。そういったところ、今まさに一体どうなるのだろうというところで、私たち今研究を進めているところでございます。

新しい森林管理システムは、市町村に委託をするということになってございますけれども、所有者の皆さんが、いやいや、委託はしたくないと、自分で持ったまま管理したいのだという方がいれば、もしかすると県民税の余地はあるのかもしれないし、所有者の皆さんがもうこのまま持っていてもしようがない、市町村に全部委託してしまおうと考えれば、もしかすると県民税を使う余地はないのかもしれない。さまざま方向性はあるかなというふうには思っていましたので、その辺所有者の意向なり市町村の取り組みの進捗度合い、そういったところを見きわめながら県民税のあり方については今年度から何とか検討を開始していきたいなというふうに思っております。

(岡田秀二委員長) よろしいですか、動きがあるところだけにまだ明確にはできないと思いますが、いずれ県は一生懸命考えてくれているというのは本当に事実だと思います。次回に、さらに出せる情報があれば各委員ご心配でしょうから、よろしくお願いします。

(大畑林業振興課総括課長) 次回というお約束はできかねますけれども、どこかの機会でご説明はできるようにしたいというふうに思います。

(岡田秀二委員長) それでは、もしなければ本日の委員会は以上をしたいと思います。ありがとうございます。

(及川林業振興課振興担当課長) ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第2回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。